



千葉市

記者発表資料

令和 2 年 4 月 7 日
千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉局医療衛生部医療政策課)
電話 245-5203
内線 6897
(総務局危機管理課)
電話 245-5136
内線 2503

「千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました

千葉市では、令和2年2月19日に「健康危機管理対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできましたが、この度、これを移行し、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しましたので、お知らせします。

また、第1回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しますので、併せてお知らせします。

1 設置日時

令和2年4月7日(火) 18:00

2 設置事由

令和2年4月7日(火) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、千葉県を対象とした新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたため

3 第1回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(※取材は冒頭の「頭撮り」のみ可能)

(1) 開催日時

令和2年4月8日(水) 10:00から

(2) 次第

- ア 本部長指示事項
- イ 各部からの報告
- ウ 今後の対応

4 その他

会議終了次第、市長の囲み取材を行います。

(1) 日時

令和2年4月8日(水) 会議終了次第【10分程度】

(2) 場所

本庁舎3階 市長応接室

※集合は記者室に10:15頃

(遅れる方は秘書課にお越しいただき職員にお声掛けください。)

<参考> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。